



相談窓口

内容	相談機関	電話番号	受付時間
配偶者などからの暴力	配偶者暴力相談支援センター	☎(584)0052	月～金曜日 午前8時半～午後5時15分(祝日を除く)
	ちくし女性ホットライン	☎(513)7335	月・水～金曜日 正午～午後7時 土曜日 午前10時～午後5時(祝日を除く)
	DV相談+ <small>プラス</small>	☎0120(279)889 <small>つなぐ はやく</small>	24時間(ホームページからメール相談も可) チャット相談 正午～午後10時 ※10カ国語対応、安全な居場所を提供
	福岡法務局女性の人権ホットライン	☎0570(070)810	月～金曜日 午前8時半～午後5時15分(祝日を除く)
暴力を止めてほしい被害届を出したい	春日警察署生活安全課	☎(580)0110	代表 24時間 ※緊急の場合は110番
犯罪被害	性暴力被害者支援センター・ふくおか	☎(409)8100	24時間
	心のリリーフ・ライン	☎(632)7830	月～金曜日 午前9時～午後5時45分(祝日を除く)
悩みごと	まどかびあ男女平等推進センター「総合相談」	☎(586)4035	月～金曜 午前9時～午後5時(祝日、第1・3水曜日を除く) まどかびあホームページから各種相談の予約可
生き方夫婦関係など	まどかびあ男女平等推進センター「臨床心理士による相談」※要予約		火曜日(月2回) 正午～午後3時(祝日を除く) 木曜日(月2回) 午前9時～正午(祝日を除く) ※実施日は広報「大野城」の毎月1日号に掲載



※各相談機関とも年末年始は休みです(110番、性暴力被害者支援センター・ふくおかを除く)。

DVチェックリスト

- 殴る、突き飛ばす、物を投げつける
- 大声でどなる、無視する
- 人前で批判したり、けなししたりする
- 無断で携帯電話をチェックしたり、他の人のアドレスを消したりする
- ネットへの書き込み、写真をばらまくとおどす
- 交友関係や行動を制限する
- 生活費を渡さない、家計を厳しく管理する
- 借りたお金を返さない、高価なプレゼントを要求する
- キスや性行為を強要する、避妊に協力しない
- 子どもに悪口を吹き込む
- 子どもの前で夫婦げんかをする

※このリストの項目以外にも、DVやデートDVに当てはまる行為はあります。

暴力は、性別や加害者・被害者の関係を問わず、決して許されるものではありません。特に、被害者の多くが女性である「配偶者などからの暴力(DV)」「デートDV」「子どもからの暴力(デートDV)」「交際相手からの暴力(デートDV)」「子どもからの暴力(デートDV)」「デートDV」「子どもからの暴力(デートDV)」「交際相手からの暴力(デートDV)」「子どもからの暴力(デートDV)」をふるう(面前DV)」「セクシュアル・ハラスメント」「ストーカー行為」などは、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

身近に暴力が起きていないか左のチェックリストで確認してみましよう。もし、当てはまる項目があればDVを受けているかもしれません。県や市では、DVなどの相談窓口を設けています。一人で悩まず気軽に相談してください。また、身近な人がDVを受けていたら、相談するように勧めてください。

●問い合わせ先

人権男女共同参画課

☎(580)1840

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」
女性に対する暴力をなくす運動 11月12日(土)～25日(金)